

災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設管理業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、甲の管理する水資源再生センター、ポンプ場、マンホールポンプ場（以下「下水道施設」という。）が被災した時に行う復旧支援協力に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、被災した下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（復旧支援の要請）

- 第2条 甲は、乙に対し、被災した下水道施設の復旧に関して、支援を要請するものとする。
- 2 前項の規定による復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は大分市下水道部下水道施設課とし、乙の連絡窓口は一般社団法人日本下水道施設管理業協会九州支部とする。
- 3 乙の支援協力は、原則として、甲と包括維持管理業務委託契約を締結している乙の会員会社（以下「受託事業者」という。）が行うものとする。ただし、受託事業者が被災等により対応困難な場合には、甲の求めに応じて、乙は支援協力可能な乙の会員会社（以下「協力事業者」という。）に支援協力を要請するものとする。
- 4 甲の乙に対する復旧支援協力の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で要請することができるものとし、その場合は事後において書面を提出するものとする。
- 5 乙は、甲から要請があった場合には、特段の事由がない限り、必要な人員、機材等をもって要請された内容を遂行しなければならない。
- 6 乙は、災害により電話等の通信手段が使用できない状況において、甲からの要請がない時点でも被害の発生を確認したとき、又は被害の発生が推測されるときは、被災した下水道施設に受託事業者が参集するよう努めるものとする。

（支援内容）

- 第3条 この協定に基づき乙が行う復旧支援の内容は、次のとおりとする。
- （1）被災した下水道施設の応急復旧のために必要な業務
- （2）その他緊急的な措置等が必要な業務及び工事

（費用）

- 第4条 この協定に基づき受託事業者又は協力事業者（以下「支援事業者」という。）が復旧支援に要した費用は、甲の負担とする。
- 2 前項の費用については、支援事業者の見積りを参考に甲の積算により算出するものとする。
- 3 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務等にかかる費用については、甲と支援事業者が別に契約を締結し、この業務委託契約書に基づく支援事業者からの請求に応じて、甲は所定の手続きにより費用を支払うものとする。

（報告）

- 第5条 支援事業者は、この協定に基づく甲からの要請により行った支援活動が終了したときは、速やかに甲に対し、書面により報告するものとする。
- 2 乙は、毎年4月末までに当該年の4月1日現在における災害時の支援に備えて支援協力が可能な受託事業者並びに提供可能な機材及び人員を、甲に報告するものとする。

（広域被災）

第6条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合においても、受託事業者は可能な限り甲の要請に応じるために必要な措置をとるよう努めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月20日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市長 佐藤 樹一郎



乙 東京都中央区八丁堀三丁目25番9号

一般社団法人 日本下水道施設管理業協会

会長 服部 博光

